

座間市ふるさと納税返礼品提供事業者及び返礼品募集要項

1 目的

ふるさと納税制度により、座間市へ寄附を行った市外在住者に対して、お礼として商品やサービス（以下「返礼品」といいます。）を進呈することで、市の産業振興を図り、地方創生の充実、強化のため、寄附者への返礼品を提供する事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）及び返礼品を募集します。

2 募集条件

別に定める「座間市ふるさと納税返礼品提供事業者誓約条項」に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとします。

（１）返礼品の価格及び寄附金額の設定

- ① 返礼品の価格は、原則として上限は３０万円で、商品代に荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格で設定してください。なお、返礼品の上限の額が３０万円を超える提案も可能としますが、申請前に別途市と協議するものとします。
- ② 設置費用等が別途発生する場合は、その額は返礼品の価格に含めてください。なお、設置等の手続は返礼品提供事業者が行います。
- ③ 寄附金額は、①、②に基づく返礼品の価格を基に、国の要件に沿うよう本市が決定します。

（２）費用負担

- ① 送料は、本市が負担します。
- ② 商品の梱包に係る費用は、返礼品提供事業者の負担とします。
- ③ 商品代金受取の際の費用（銀行手数料等）については、返礼品提供事業者の負担とします。
- ④ 寄附者からの商品の品質等の苦情により商品の回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、返礼品提供事業者の負担とします。ただし、宅配業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。
- ⑤ 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しません。

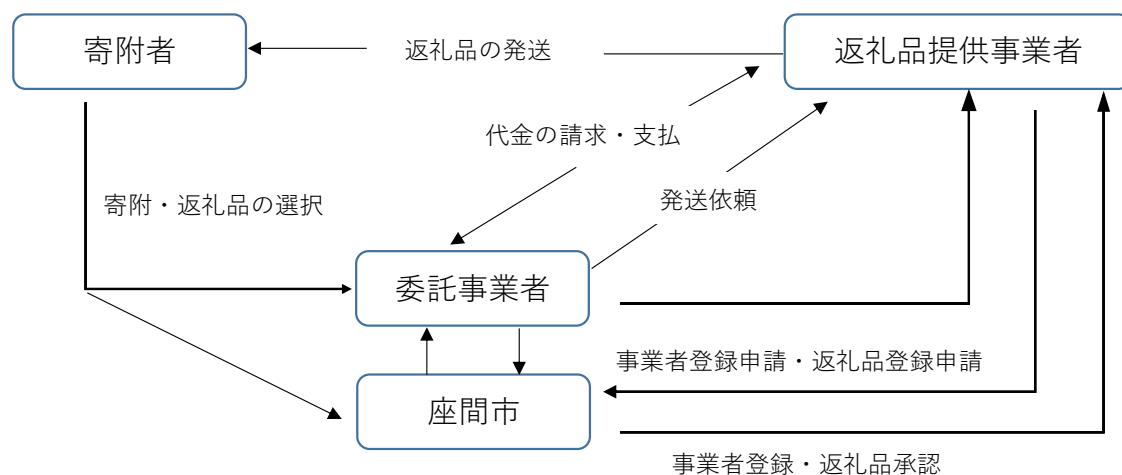
3 返礼品提供事業者のメリット等

- (1) ふるさと納税の専門インターネットサイト（以下、「ポータルサイト」という）「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」「ふるなび」に返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。ただし、返礼品の内容・在庫数量等によっては、3つのポータルサイトのうち1つへの掲載とする場合があります。
- (2) 返礼品の発送時に限り、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。
- (3) 返礼品の送料は、上記2（4）①のとおり、原則として本市が負担します。
- (4) 本市がふるさと納税の広報をする際に、返礼品の画像、商品名、事業者名を掲載する場合があります。
- (5) 本市のふるさと納税返礼品提供事業者であることを商品の宣伝や会社のPRに活用することができます。

4 返礼品提供業務の委託事業者

- (1) 寄附受納に係る業務のほか、返礼品の開発や発注・配送管理、返礼品提供事業者との契約、苦情対応等について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的に行うため、返礼品提供業務全般を、事業者（以下「委託事業者」といいます。）へ委託します。
- (2) 返礼品提供事業者は、返礼品として登録が決定された後、委託事業者と返礼品の供給等に関して調整していただきます。なお、委託事業者と返礼品の供給に係る契約を、別途取り交わす必要が生じる場合があります。

【事業イメージ図】



5 申請方法

(1) 提出書類【郵送又は電子メールで申請】

- ① 「座間市ふるさと納税返礼品提供事業者登録（変更）申請書」（第1号様式）
- ② 「座間市ふるさと納税返礼品登録申請書」（第2号様式）※返礼品ごとに1部
- ③ 「地場産品基準確認票」（第2号様式別紙）

④ 第2号様式で申請する返礼品の写真データ（縦横1,000ピクセル以上を推奨）

※ 申請いただいた後、返礼品に関する質問事項への回答又は補足資料等の追加提出を本市から求める場合があります。

（2）申請書提出先

座間市 地域づくり部 地域プロモーション課

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

TEL：046-252-7961（直通）

E-mail：furusato@city.zama.kanagawa.jp

6 審査結果の通知

申請内容について、2を踏まえて審査し、その結果を「座間市ふるさと納税返礼品提供事業者登録承認（不承認）通知書」（第3号様式）、「座間市ふるさと納税返礼品登録申請審査結果通知書」（第4号様式）により通知します。

7 登録内容の変更

登録された返礼品提供事業者の所在地、名称、代表者その他変更があったときは、「座間市ふるさと納税登録内容変更届」（第5号様式）を提出してください。

8 登録の解除、個人情報の取り扱いに関する特記事項

別に定める「座間市ふるさと納税返礼品提供事業者誓約条項」に規定していますので、そちらを確認してください。

9 その他留意事項

- （1）寄附者が座間市民である場合、返礼品は送付できません。
- （2）返礼品は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするものであるため、買い取りを確約するものではありません。
- （3）本市が行う返礼品の広報については、寄附者からの受注状況や広報事業者からの依頼等に基づき、協力いただく返礼品を適宜決定することがあるほか、掲載順序は本市に一任します。
- （4）返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について委託事業者へ必ず報告してください。なお、品質等による補償や、クレーム対応については、本市は一切の責任を負いません。
- （5）返礼品提供事業者は、各々のホームページにおいて、ポータルサイトのバナー広告及びリンクを掲載するとともに、市外で返礼品提供事業者が参加するイベント時などにおいて積極的に寄附の呼びかけを行うなどし、本市のふるさと納税のPRに努めてください。

(6) 申請に係る提出書類、資料は返却しません。

(7) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議によるものとします。

1 1 問合せ先

座間市 地域づくり部 地域プロモーション課

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

TEL： 046-252-7961 (直通)

FAX： 046-255-3550 (代表)

Email：furusato@city.zama.kanagawa.jp

(参 考)

「地場産品基準」(総務省告示第179号第5条抜粋)

以下のいずれかの要件を満たしていること。

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 4 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - (1) 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - (2) 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - (3) 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。